

上山市告示第 37 号

上山市中小企業人材養成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 6 年 5 月 24 日

改正

平成 18 年 2 月 27 日告示第 11 号

平成 27 年 5 月 12 日告示第 107 号

平成 28 年 3 月 28 日告示第 63 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 53 号

平成 30 年 3 月 29 日告示第 47 号

令和 2 年 3 月 30 日告示第 64 号

令和 4 年 3 月 30 日告示第 78 号

令和 6 年 3 月 28 日告示第 53 号

令和 7 年 3 月 28 日告示第 42 号

上山市中小企業人材養成事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市内の中小企業の技術力、開発力及び経営能力の強化を促進し、産業基盤の確立を図るため、中小企業者が従業員を研修機関等に派遣する場合及び新技術導入等の研修を実施する場合において、予算の範囲内で交付する補助金に関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 37 年規則第 11 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に定める中小企業者で、市内において製造業を営んでいるものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれかの事業であることとする。ただし、業務に就業する上で義務付けられている研修については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条に定める技能講習に限るものとする。

(1) 一般枠

財団法人山形県産業技術振興機構又は研修機関等が開催する業務上必要な技術又は能力を習得するための研修（以下「研修」という。）に従業員を派遣する事業

(2) オーダーメイド枠

財団法人山形県産業技術振興機構又は研修機関等と連携し講師等を招いて従業員に対する研修を実施する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費は、事業に要する経費（消費税及び地方消費税を

除く)のうち、直接研修に要すると認められるもので、前条に規定する事業に対応してそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 一般枠

ア 受講料

イ 教材費

ウ その他市長が必要と認める経費

(2) オーダーメイド枠

ア 研修機関等から請求を受けた事業実施費

イ その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、前項各号に規定する経費に2分の1を乗じ、千円未満の金額を切り捨てた額とし、1事業につき、1人当たりの上限額を3万円、かつ、年度ごとに1事業者当たりの上限額を20万円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、研修の修了を証する書類が交付された日から2週間以内又は交付された日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、上山市中小企業人材養成事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書兼実績報告書を受理したときは、速やかに審査を行うものとし、適正と認めたときは、上山市中小企業人材養成事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、補助対象事業の実績報告については、第5条に規定する書類の提出を持って代えるものとする。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額の確定については、前条に規定する通知を持って代えるものとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付けた条件に違反したとき。

(3) 事業実施の方法が不相当と認められたとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月27日告示第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成27年5月12日告示第107号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日告示第63号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第53号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日告示第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第64号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第78号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第53号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第42号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条及び第 7 条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

所 在 地
企 業 名
代 表 者 氏 名

上山市中小企業人材養成事業補助金交付申請書兼実績報告書

上山市中小企業人材養成事業補助金の交付を受けたいので、上山市中小企業人材養成事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 研 修 名 称			
2 研 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
3 対 象 事 業 枠	一般枠 ・ オーダーメイド枠		
4 受講者氏名・生年月日 (欄が足りない場合別途添付可(任意様式))		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
5 対象経費(税抜)	円		
6 補助金交付申請額 (受講経費×1／2(千円未満切捨))	円		

7 業務との関連性等

※法的、国際基準からの必要性ではなく、企業活動における利点や業務上における研修の必要性、研修終了後に期待する効果を具体的に記載すること。

- 8 添付書類
- ・研修受講申込書の写し
 - ・受講決定通知書又は受講票の写し
 - ・対象経費の支払いを証する書類の写し
 - ・受講の修了を証する書類の写し

様式第 2 号（第 6 条及び第 7 条関係）

年 月 日

申 請 者 氏 名 様

上山市長 氏 名 ⑩

上山市中小企業人材養成事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日 付けで申請ありました上山市中小企業人材養成事業補助金の交付について、次のように決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定及び確定額 円